

# 冷湿害対策と今後の農業施策について



## 問 (1) 冷湿害対策について

本年の農作物の育成状況については、6月中旬から7月にかけての低温や多雨、日照不足により全般的に冷湿害の影響を受け、町全体では15億円程度の被害が生じている。このため町では10月に「幕別町冷湿害対策本部」を立ち上げ、支援等を検討されていると思われるが協議内容や、今後の支援策について伺う。

(2) 今後の農業施策について

① 個別所得補償制度について

政権交代に伴い、国の農政が大きく転換されようとしている。22年度には米のモデル事業が実施され、23年度からは畑作物についても導入されようとしている。内容等に不明な点が多いが、町としての対応を伺う。

② 「農地利用集積円滑化事業」について

改正農地法の一環として、現在市町村で行われている

「農地保有合理化事業」がなくなり、新たに「農地利用集積円滑化事業」が新設される。本町においては現在農業振興公社により事業が行われているが今後の進め方について伺う。

③ 来年度以降の町単独施策のあり方については、町の単独事業としては、「ふるさと土づくり支援事業」、「農業用廃棄物再生処理対策事業」、「畜産緊急対策事業」の3事業が柱になっている。今後の考え方について伺う。

## 町長

(1) ゆとりみらい21推進協議会で、被害の実態や農業者の要望を踏まえながら検討して、その際本部の構成団体の合意が必要なものや、財政負担を伴う重要な案件は対策本部に諮り決定し、来年の作付けに向けた緊急的な対策として、農業用地排水改善対策事業を追加的に実施することを協議確認したところである。

今後については、金融対策として被害に遭われた農業者の方々が災害対策資金を借入した場合に対する利子補給を、ゆとりみらい21推進協議会で検討中である。

(2) ① 国は平成22年度に米についての全国規模でのモデル事業を行い、平成23年度には畑作を含めた戸別所得補償制度の本格導入を検討中だが、国家戦略室や財務省がモデル事業の予算の圧縮を求め、政府内での調整が難航することも予想され、制度の内容のみならず全体のおお透明な状況にある。

本町としても、先般行われた新制度に関する北海道農政事務所との意見交換会の際には、生産者の努力が報われるような制度設計を行うことなどの要請を行い、今後も農業者の方々が意欲と希望を持って農業に取組める制度となるよう、町村会を通じ強く働きかけてい

きたい。

② 円滑化事業の概要は、現行の保有合理化事業で行われている農地売買等事業、及び研修事業に加え、農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理として農地の売渡し、または貸付等を行う、農地所有者代理事業の3事業で構成されることになった。

農業振興公社が中間保有することでの安心感や、町内4農協の垣根を越えた利用調整が図られることなど、新たな事業が創設されたとしても、引き続き果たすべき役割は大きいことから、農業振興公社が主体となつて円滑化事業に取組むことを前提に、今後出資団体である4農協の意向を聞きながら農地流動化の進め方について結論を見出したい。

なお、円滑化事業の実施時期が来年の8月、もしくは9月頃になると考えられ、それまでは、現行の保有合理化事業を農業振興公社が実施していくことになる。

③ ふるさと土づくり支援事業については、土地生産性の向上による安定的な農業

経営を確立することを目的として、堆肥の購入や切り返し、あるいは緑肥作物の種子購入に対して助成を行っているものであり、近年、国や北海道が推し進めている環境に優しい農業や食の安全安心の理念にも合致した重要な施策と認識しているため、当面は継続していきたい。

農業用廃棄物再生処理対策事業については、事業効果として一定の成果が得られたものと考えているので、廃止を前提に、今後ゆとりみらい21推進協議会など、関係機関と協議を進めていきたい。

畜産緊急支援対策事業については、今後の施策も含め、総合的な畜産振興施策をゆとりみらい21推進協議会で、現在協議検討している、新たに構築する施策、あるいは終了する施策など、新年度予算に適切に反映するよう考えている。

目まぐるしく移行行く社会経済情勢の中にあつて、基幹産業である農業を守ることは、私にとって大変大事な責務だと考えている。